

高額療養費・付加給付・医療費通知について

- 高額療養費は事業主経由で支給します。
- 付加給付は事業主経由で行います。
- 医療費通知は世帯まとめて行います。

上記については個人情報の第三者提供に該当しますが、被保険者の利益や事業主の負担の大きさなどを勘案して、あらかじめ本人の同意が得られていると考えることができるとされています。当健康保険組合においても、今後も現行通りに処理をする方針です。

上記について配慮を希望する方は、当健康保険組合の担当窓口にご連絡いただけますようお願いいたします。ご希望通りに対応いたします。なお、同意しない旨の連絡がない場合は、同意のご確認と判断します。